

国家外貨管理局：一部の資本項目外貨業務の審査批准権限の調整に関する通知

匯發[2010]29号

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、廈門、寧波市分局；各中資外貨指定銀行：

より一層行政審査批准のプロセスを簡略化し、投資貿易の便利化を促進するために、《中華人民共和國行政許可法》、《中華人民共和國外貨管理条例》及び関連の外貨管理規定に基づいて、国家外貨管理局（以下「総局」という）は一部の資本項目外貨業務の審査批准権限に対し調整を行うことを決定した。ここに関連の問題について以下の通り通知する。

一、審査批准権限が総局より分局に移譲する業務

（一）国内企業が国外貸出が規定比率及び金額を超過する貸付を行う個別事例において、所在地の国家外貨管理局分局、外貨管理部（以下「分局」という）は集団審議会議の意見に基づいて処理し、関連の批復文書は同時に総局の国家外貨管理局資本項目司に写しを送付しなければならない。

（二）現行法規で確定している資本項目管理原則には符合するが、関連文書及び業務操作規定の中で明確な規定がない個別事例については、所在地分局が集団審議会議の意見に基づいて処理し、関連の批復文書は同時に総局の資本項目司に写しを送付しなければならない。

（三）国内の中資企業の短期外債残高指標の査定は、所在地分局が本年度に総局が確定した短期外債残高指標に基づいて査定する原則により、本地区の短期外債残高指標内で査定する。

二、審査批准権限を分局より中心支局（支局）に移譲する業務

分局は管轄区内の具体的な状況に基づいて、以下の業務について管轄内の中心支局（支局）に対し相応の授権を行うことができる：

- （一）外国投資者が土地使用権入札用の保証類専用外貨口座の開設、変更、抹消及び資金移動の認可。
- （二）外国投資者の財産権取引の外貨資金（代金と取引保証金を含む）の信託及び決済専用外貨口座開設、変更、抹消及び資金移動、人民元転の認可。
- （三）国内企業の国外貸付の資金支払及び資金戻し入れ認可。
- （四）国内個人が国外上場企業の職員持ち株またはストック・オプション計画資金の戻し入れ及び人民元転に参加する認可。

三、外貨指定銀行が直接行うことのできる業務

(一) 外資出資非銀行金融機構（保険会社を含まず、以下同じ）の外国側の利潤の外貨購入支払いの認可は、外貨指定銀行が行う。外資出資非銀行金融機構は利潤が払い出された5営業日以内に、銀行の外貨購入支払票を持って国家外貨管理局各分支局に備案しなければならない。

(二) 国外上場外資株会社が国内から国外上場費用を支払う認可は、外貨指定銀行が行う。国外上場外資株会社は上述費用が払い出してから5営業日以内に関連データを所在地の分支局に報告備案しなければならない。

四、業務審査資料の簡素化

企業が資本項目に係る外貨購入支払業務を行うとき、「直近5営業日の人民元口座勘定照合表」あらためて提出しなくてもよい。

以上の審査権限調整後、外貨局、外貨指定銀行は相応の内部統制管理制度を完備し、人員研修を強化し、厳格に関連資本項目外貨業務管理文書及び操作規程の規定を執行し、そして関連規程に従って報告備案手続きを履行しなければならない（外貨指定銀行が関連業務を行う操作規程の詳細は付属文書を参照）。各分支局は関連の審査批准事項の事後監督と検査力を強化し、一段と統計モニタリングを強化しなければならない。重大な状況と政策問題に遭遇したときは、早急に総局に反映しなければならない。

本通知を受けた後、国家外貨管理局各分局、外貨管理部は管轄内の中心支局（支局）、外資銀行に通知を転送し、各中資外貨指定銀行は早急に通知を管轄の分支機構に転送しなければならない。

本通知は2010年7月1日より実施する。実施中に問題に遭遇した場合、早急に国家外貨管理局資本項目司に反映されたい。電話番号：010-68402273。

特にここに通知する。

二〇一〇年六月二十三日

（付属文書一：外貨指定銀行関連業務処理操作規程）（略）

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）